

5 特別支援学校

(1) 特別支援学校の教育の特性

特別支援学校での教育は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としている。

特別支援学校の教育課程においては、自立活動が指導領域として特別に設けられている。

個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養う自立活動を中心とした指導は、障害のある幼児児童生徒の教育において、教育課程上重要な位置付けとなっている。

なお、食育の重要性については、特別支援学校学習指導要領総則（平成29年告示）にも示されており、給食指導、食に関する指導も義務教育諸学校と同様に行われるものである。

(2) 学校給食の位置付け

学校給食法における「学校給食」とは、学校給食の目標を達成するために、義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食であり、特別支援学校小学部及び中学部において実施される学校給食も、義務教育諸学校と同じである。

幼稚部と高等部については、「特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律」（平成21年施行）に基づいて実施されている。この法律で学校給食は、特別支援学校における教育の特殊性にかんがみ、特別支援学校の幼稚部及び高等部において学ぶ幼児及び生徒の心身の健全な発達に資し、あわせて国民の食生活の改善に寄与することを目的としている。

また、この法律において、学校給食法で規定する学校給食実施基準及び学校給食衛生管理基準を準用するとしている。

(3) 食事の指導

障害のある幼児児童生徒が、将来自立し、社会参加するための基盤として、望ましい食習慣や食事に関する正しい知識を身に付けることは極めて重要なことである。

また、障害のある幼児児童生徒にとって「食べること」とは、咀嚼^{そしやく}や嚥下^{えん}等の食べる機能を促すだけではなく、食事に関する基本動作やコミュニケーション能力、情緒面等の人間として調和的発達を促す重要な行為で、自立活動の一部と位置付けることができる。特別支援学校では、医療的ケアが必要な幼児児童生徒に対して、学校看護師が学校給食を調整した経管栄養での給食提供等も実施している。医療的ケアを通じた学校給食についても、健康の保持や情緒面等の心身の調和的発達を促すものである。

なお、特別支援学校において食事の指導を自立活動の時間として設定することについては、幼児児童生徒一人一人の詳細な実態把握を行い、適切な指導計画を作成して指導を展開する必要がある。

(4) 自立活動の視点からの給食の時間に行う食に関する指導 ★

自立活動の視点から食に関する指導を進めるに当たっては、自立活動の内容と食に関する指導の内容との関連を明確にしておくことが必要である。実際の指導に当たっては、幼児児童生徒の障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよき、課題等について情報収集を行い、以下の項目の中から必要なものを選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定し、指導を展開することが大切である。

【自立活動の内容と食に関する指導の留意点（例）】

区 分	項 目	指 導 の 留 意 点
1 健康の保持	(1) 生活リズムや生活習慣の形成に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 規則正しい食事時間の習慣化や、食事内容（種類・量）等の改善を図る。 偏食や異食、過食、多飲、^{はんすう}反芻、嘔吐等の食行動・食習慣に関する課題の改善に取り組む。
	(2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 自分の病気の状態及び病状の改善や進行の防止に必要な食事の内容について理解を促し、バランスのとれた食事の仕方ができるようにする。 自分の体によい食べ方をしようとする気持ちや態度を養う。
	(5) 健康状態の維持・改善に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 食に関する指導を通じて、食生活と健康について理解する等、日常生活における適切な健康の自己管理ができるようにする。
2 心理的な安定	(1) 情緒の安定に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 食欲や食量は、その時々^の気分や感情等心理面の要因が関与する場合もあることに留意し、食事中の情緒の安定を図る。 必要に応じて給食をとる環境を工夫する。
	(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること	<ul style="list-style-type: none"> はしやスプーンの使い方、食器の扱い等の食事動作を身に付け、向上させることで、生活上の困難を幼児児童生徒が自ら改善することができたという成就感をもてるようにする。
3 人間関係の形成	(1) 他者との関わりの基礎に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 摂食指導をする教職員の働きかけを受け止めたり、呼びかけに応えたりする等、対人関係を広げるための基礎を身に付けられるようにする。
	(4) 集団への参加の基礎に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 教職員や仲間を意識して視線を合わせたり、話をしたりできるようにする。 配膳や下膳等の活動を通して、自分の役割を果たせるように基本的な行動の仕方がわかるようにする。
4 環境の把握	(1) 保有する感覚の活用に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食を通して、さまざまな食べ物を食すことで味覚や嗅覚等を刺激し、感覚機能の発達を促す。

区 分	項 目	指 導 の 留 意 点
4 環境の把握	(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること	・ 食材の属性や色、形、大きさ、固さ、量、味等、日常生活に必要な認知や行動の手がかりとなる概念の形成を図る。
5 身体の動き	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること	・ 咀嚼・嚥下等の食べる機能を高める。 ・ 食事をする際の姿勢保持を図る。 ・ 食べ物や食具に手を伸ばす、物をつかむ、つかんだ物を口に運ぶ等の上肢（手指）の運動・動作の改善及び習得を図る。
	(2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること	・ 幼児児童生徒個々の実態に応じて、様々な補助用具や自助具を活用し、食事動作の改善を図る。
	(3) 日常生活に必要な基本動作に関すること	・ 安定した座位を確保しながら、上肢を十分に動かせるようにし、食事動作の改善、習得を図る。
6 コミュニケーション	(1) コミュニケーションの基本的能力に関すること	・ 個々の幼児児童生徒の実態に即して表情や身振り、絵や写真、言葉等を通して、教師や仲間と意思のやりとりができるようにする。

(5) 障害のある幼児児童生徒の摂食に伴う事故の防止

給食の時間中に、幼児児童生徒が誤嚥し喉に詰まらせる事故や窒息事故が起きている。

事故を受けて「障害のある幼児児童生徒の給食その他の摂食を伴う指導に当たっての安全確保の徹底について」（平成24年文部科学省通知）、「学校給食における窒息事故の防止について」（令和6年文部科学省通知）が出されている。これらの通知文を基に安全確保の徹底に努める。

ア 摂食に伴う事故防止の留意点

(7) 特に嚥下障害等、食べる機能に障害のある幼児児童生徒の指導に当たっては、食物の誤嚥は重大事故につながる可能性があることを認識し、医師その他の専門家の診断や助言に基づき、食事の調理形態や摂食指導の方法について、保護者と学校の関係者間で十分な検討を行う。調理及び指導はこれに基づくとともに、食べる機能に障害のある幼児児童生徒は、摂食指導の経験が豊富な教職員を含む複数で指導する等により安全確保を徹底する。

さらに、万一の事故への対応については、あらかじめ医師その他の専門家の指導・助言を受け、教職員間で確認し共有することが望まれる。

(イ) 幼児児童生徒が安全に食べることができるよう、特に以下の点に留意する。

- a 個々の幼児児童生徒が安全に食べることができるよう食べやすく誤嚥しにくい大きさ、固さ、とろみ、食材の選定等に留意した献立を作成し、調理方法を工夫する。また、個々の幼児児童生徒の食べる機能に応じて、一口の量や摂食指導の仕方を工夫する。

- b 個々の幼児児童生徒の障害の状態に応じて、食べやすい（誤嚥^{えん}しにくい）姿勢が保持されるようにする。
 - c 食事前、食事中及び食事後の幼児児童生徒の様子を観察し、適切かつ安全な指導を行うようにする。
- (ウ) 「学校給食実施基準の一部改訂について」（令和3年文部科学省通知）、「食に関する指導の手引―第二次改訂版―」（平成31年文部科学省）、「愛知の特別食マニュアル」（平成21年愛知県教育委員会）を参考にする等、給食の指導に限らず、寄宿舎における食事等についても、誤嚥^{えん}の防止その他の安全確保を徹底する。